

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
1	外国籍の子どもが希望する学校に就学できるよう、外国籍の子どもの保護者向けの就学案内を作成し、地域の日本の学校だけでなく外国人学校の連絡先（名称、所在地、電話番号等）も掲載するよう市町村教育委員会に要請する。※	・市町村教育委員会で、所管する小・中学校等以外の外国人学校等を就学案内において掲載したり、同封するなどの取組みを行うことは、就学案内を発行・送付する責任上、難しく、措置していない。（子ども教育支援課）
		・会議等の機会を通じて市町村へ要請した。（国際課）
2	就学案内が学齢期に達する外国籍の子どもの保護者に確実に届くよう市町村教育委員会に要請する。※	・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）
		・会議等の機会を通じて市町村へ要請した。（国際課）
3	日本語指導等協力者を増員するとともに、派遣回数を増やすなど、日本語教育に関する施策をより一層充実させる。※	・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課）
		・会議等の機会を通じて市町村へ要請した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>4 学習言語を効果的に習得させるため、地域国際化協会やNPO・ボランティア等と連携・協力を図りながら、来日後の一定期間、母語を活用した学習支援を行うよう市町村教育委員会に要請する。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。（子ども教育支援課） ・会議等の機会を通じて、市町村へ要請した。 ・平成18年度から地球市民かながわプラザの指定管理事業として外国人教育相談を行っている。 ・また、地球市民かながわプラザ2階の情報フォーラムにおいて、関連情報の収集及び行政・教育関係機関・NGO等支援者・外国籍県民への情報提供を行っている。 ・かながわ国際交流財団では、かながわ民際協力基金事業を通じ、外国につながる子どもたちの学習支援関連事業を行うNGO等への支援を行っている。（国際課）
<p>5 子ども、保護者及びNPO・ボランティア等が、放課後に母語や日本語で交流を図れるよう学校の空き教室などの場を提供するよう市町村教育委員会に要請する。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを含めた地域住民の学習や文化活動の場として、平成29年度現在、県内の公立小学校294校、中学校101校、県立高等学校と県立特別支援学校を合わせて23校で特別教室等の開放を行っている。（生涯学習課） ・会議等の機会を通じて、市町村等へ要請した。 ・地球市民かながわプラザに、日本語ボランティアクラスの運営等にも使用できる「フォーラムスペース」を設け、NGOや市民グループの活動の場を提供している。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>6 外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和するとともに、外国籍生徒が多く在住する地域の公立高校では必ず実施するよう高校入試制度を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の募集から、在県外国人等特別募集の条件を、在留期間について2ヶ月条件を緩和した。また、日本国籍を取得した者についても、取得後3年以内で在留期間が通算3年以内であれば志願できることとした。 ・平成23年度入学者選抜から、在県外国人等特別募集は10校109名で実施している。 ・引き続き、地域のニーズや県全体のバランスを考慮しつつ、特別募集実施校の拡大について検討し、志願資格についても他県の状況等を研究し、神奈川県にあった形を検討する。 (高校教育企画課)
<p>7 外国籍県民が母国の言葉と文化に接するとともに、日本人も外国への理解を深められるよう、公立図書館に外国語の図書や日本語で紹介した外国に関する図書を配架した外国図書コーナーを増設する。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語資料については、資料収集要綱等に基づき、主要国及び近隣諸国の言語で書かれた基本図書及び参考図書を収集し、また、外国籍県民が日本情報を得られるような図書（オン・ジャパン）を収集し、提供した。これらにより外国籍県民への情報提供を図るとともに、外国籍県民と日本人の相互理解の一助となるよう努力している。（生涯学習課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の機会を通じて市町村へ要請した。 (国際課)
<p>8 定住する外国籍県民の就労を支援するために、必要な技術や知識を習得できるよう職業能力開発の機会を積極的に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度から、神奈川労働局と連携し、ハローワークの受講あっせんを受けた定住外国人を対象に、民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を実施している。 <p style="margin-left: 40px;">平成24年度実施の訓練科 「介護ヘルパー養成科」(定住外国人対象コース) 定員10名、訓練期間3か月 (産業人材課)</p>

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>9</p> <p>ハローワークに設置されている外国籍県民に対する就職サポートをより一層充実するよう国に働きかける。</p>	<p>・外国人労働者問題連絡調整会議等を通じて、要請の趣旨を伝えた。（労政福祉課）</p>
<p>10</p> <p>外国籍県民の雇用を促進するため、企業に対する支援を行うとともに啓発を充実させる。</p>	<p>・神奈川県労働局とは、外国人労働者問題連絡調整会議等を通じて情報交換を行っている。</p> <p>・神奈川県労働局と共催で実施している外国人雇用管理セミナーを通じ、使用者等に対する普及啓発に努めている。（労政福祉課）</p>
<p>11</p> <p>健康保険、年金保険及び雇用保険制度を国籍を問わず、公正かつ柔軟性のある制度に改善するよう国に要請する。※</p>	<p>・在留外国人に対する国民健康保険の被保険者資格の適用については、平成16年6月8日に改正国民健康保険法施行規則が公布・施行され、「外国人登録法に基づく登録を受けた者であり、かつ、原則として出入国管理及び難民認定法の規定により1年以上の在留期間を決定されたもの」とする等明確化された。</p> <p>・なお、現在は、平成24年7月9日の改正国民健康保険法施行規則の施行により、住民票が作成される者（原則3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる者）が国保の適用対象となっている。（医療保険課）</p> <p>・年金に関する要望事項については、年金関係事務を所管する日本年金機構に対して要望した。（保健福祉局総務室）</p> <p>・社会保険や労働保険の加入等、制度の運用は国の所管であるが、県としても外国人向け窓口がある県労働センターにおいて「外国人労働問題ノウハウ集」（スペイン語、ポルトガル語、中国語、日本語〔ルビ付き〕）の配布を行うとともにホームページにも掲載し、この問題についての啓発に努めている。（労政福祉課）</p> <p>・脱退一時金の充実については、「国への要望」を行った。</p> <p>・脱退一時金の充実については、都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望した。（国際課）</p>

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
12	<p>災害時に備え、緊急避難手引きを多言語で作成し、外国人世帯に積極的に周知するよう市町村に要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村安全防災主管課長会議等において、外国人を含めた災害時要配慮者対策の着実な推進について検討を依頼した。（災害対策課） ・ 会議等の機会を通じて、市町村へ要請した。 ・ 県及び市町により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会（事務局：県国際課）」として平成18年3月に財団法人地方財務協会及び財団法人消防科学総合センター発行の多言語地震防災冊子「地震に自信を」の内容を基に、新たに6言語で外国籍県民のための防災マニュアルを作成し、各市町村に配布するとともに、県ホームページに掲載している。 ・ また、同研究会では、平成18年10月に「緊急のとき、こまったときの行動マニュアル」を日本語を含む11言語で作成し、関係機関に配布した。 ・ 平成19年3月に、「災害時における要援護者支援対策検討会（事務局：県保健福祉総務課）」において、市町村における外国人を含めた要援護者対策を支援するための「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」の改訂を行い、提言の趣旨を反映した。 ・ 地震対策を紹介した平成25年3月発行の「県のたより特集号」の抜粋を10言語に翻訳したものを、平成26年3月から県ホームページに掲載している。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
13	<p>災害時の緊急情報を提供するため、有線放送やテレビ・ラジオを通じた多言語放送、災害用伝言ダイヤル（171）の多言語対応などについて、市町村や関係機関に働きかける。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月の県・市町村地震災害対策検討会議において、外国人向けの災害対策の推進について検討を依頼した。（災害対策課） ・会議等の機会を通じて、市町村等へ要請した。 ・平成19年3月に、「災害時における要援護者支援対策検討会（事務局：県保健福祉総務課）」において、市町村における外国人を含めた要援護者対策を支援するための「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」の改訂を行い、提言の趣旨を反映した。 ・平成23年9月に、県内自治体・国際交流協会等を対象として、「災害時外国人住民支援における今後の実践的な取組み」をテーマとした研修会を開催し、災害時の多言語による支援方法等について共有した。 ・自治体職員・国際交流協会職員等を対象とした災害時の外国人支援に係る研修会を実施している。（国際課）
14	<p>災害通訳ボランティアのネットワーク体制を構築する。※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月の県・市町村地震災害対策検討会議において、外国人向けの災害対策の推進について検討を依頼した。（災害対策課） ・現在、本県で実施している「多言語支援センターかながわ」において、災害時ボランティアのネットワーク体制構築に向け、検討している。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>15 地域社会における救援協力活動が円滑に行えるよう、平時から在住外国人が町内会や自治会などに溶け込んでいけるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村安全防災主管課長会議等において、外国人を含めた災害時要援護者対策の着実な推進について検討を依頼した。（災害対策課） ・ 平成19年3月に、「災害時における要援護者支援対策検討会（事務局：県保健福祉総務課）」において、市町村における外国人を含めた要援護者対策を支援するための「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」の改訂を行い、提言の趣旨を反映した。 ・ 会議等の機会を通じて、市町村へ要請した。 ・ 県及び市町により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」（事務局：県国際課）の中で、平成20年に「災害時外国人住民支援検討部会」を新設し、災害時の取組みとしての「災害時多言語支援センター」の設置・運営を見据えた平時のネットワーク作り及びそのネットワークを利用した取組について調査・研究を行った。平成22年3月には調査・研究した内容を報告書にとりまとめ、市町村と情報を共有した。（国際課）

外国籍県民かながわ会議（第4期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等（平成28年2月末時点） ※があるものは、（平成29年11月末時点） ＜過去の状況を含む＞
<p>16 医療通訳派遣システム構築事業について、持続可能な仕組みとして確立させ医療通訳の派遣を継続するよう関係機関に働きかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわボランティア活動推進基金21を活用したNPOと県との協働事業として、平成15年度から実施していた医療通訳派遣システム構築事業は、平成19年度をもって終了したが、医療機関や関係市町、県保健福祉部等を構成員とする医療通訳派遣システム検討協議会において、今後の費用負担のあり方を中心に平成20年度以降の持続可能な仕組み作りについて検討を重ねた結果、「医療通訳派遣システム事業」として事業を継続することとなった。 ・平成20年度は、基金21事業の成果を踏まえ、NPO法人、医療機関等と役割分担等を調整し、県負担金事業として実施。平成21年度以降は、本事業に賛同し負担金を支出する市町及び神奈川県を構成員とする新たな協議会（かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会）を設置して継続実施している。 ・平成23年度の協定医療機関拡大にあたっては、財政的により安定した仕組みとなるよう、医療機関の費用負担を導入した。 ・平成24年度には、協定医療機関を35病院に増やし、実施している。 ・平成27年度から対象言語にロシア語を追加し、11言語で実施。（国際課） <p>・医療通訳の養成・研修にあたり、必要に応じて、専門人材の派遣等を検討していく。 （保健福祉局総務室、医療保険課）</p>
<p>17 各病院が医療通訳を活用しやすくするため、外国籍患者に対する通訳措置に係る経費について保険適用するよう国に働きかける。※</p>	<p>・医療通訳制度については、本来、国の責任において行われるものであり、県として、「国への要望」等において、診療時における言語や生活習慣等による障害を解消するための通訳活用制度の創設について継続的に要望している。 （保健福祉局総務室、医療保険課）</p>